

# 昌子の広場

## 第89報

### 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



## 補助金の適正執行について 互助会終焉と今後の課題

目次

- ・補助金の適正執行について P1,4
- ・互助会終焉と今後の課題 P2-3
- ・昌子の広場 P4

### 適正に執行されているのか18億円(H19 決算ベース)の補助金？

平成19年度決算によりますと、市の補助金は総額18億円にものぼり、市税収入205億円(同じく19年度決算)の約1割にも達し、貴重な市民の税金を使っていることからしても、その使用については公正・透明・適正の観点から厳格に運用されねばなりません。以下は補助金上位20の実績です。

補助対象事業	補助金(千円)
企業誘致促進奨励金	340,536
民間保育所運営補助金	287,654
私立幼稚園就園奨励費補助金	178,146
私立幼稚園保育料補助金	165,250
土地貸貸促進補助金	100,421
小規模通所授産施設運営補助金	73,600
(財)和泉市公園緑化協会緑化啓発事業補助金	72,174
土地改良事業補助金	64,460
街かどデイハウス運営事業補助金	59,818
社会福祉協議会補助金	50,339
し尿処理業者助成金	46,862
町会館等整備費助成金	43,493
泉州医療圏二次救急医療対策事業運営費補助金	42,758
(財)和泉市産業・観光振興会事業補助金	38,926
宮の葉町北土地改良区整理事業補助金	30,000
文化振興事業補助金	27,000
障害者福祉共同作業所運営補助金	21,900
政務調査費補助金	20,458
シルバー人材センター運営補助金	18,144
いずみエンゼルハウス事業助成金	17,346

補助金について、国の法律である補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では  
 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴

収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

とあります。この精神は当然地方自治体の補助金にもあてはまります。

補助金は補助を受ける者が自治体から特別の利益を享受する関係上、その運用にあたっては厳密に運用されねばならないのは当然であり、例えば補助要綱に反するような行いは厳に戒めねばなりません。

ここで私が問題としたのが左表の町会館等整備費事業助成金です。この助成金は町会や自治会がその住民のコミュニティーの増進の為に会館建設に対し、建設費や増築費を補助する制度で、私も補助金の支出の目的にかなうものであると考えます。しかし

#### ダンジリ倉庫や解体撤去費にも助成

昨年の大野町の補助金の不正請求に関し、関連資料を調査している時に、この会館等の整備に関する助成の要綱に反すると思われる補助金が多数見つかりました。その中で前回の定例会で北田中町会と若樫町会に関する助成金について質問しました。若樫町の件については毎日新聞でも報道されました。

会館等の整備に対する補助要綱には、「町会が町民の集会及び会議等に使用するための建物(以下「町会館等」という)の新築、増改築、改修及び購入とし」とあり、更に「土地の購入、既存の建物の解体工事費や整備費として適当と認められない経費は助成の対象としない」となっています。ダンジリの収納庫

## 互助会はどのような事業を行っていたのか

・ 給付事業 H16 年度決算 (単位百万円)

給付内容	金額	給付額
退会給付金 (平均) (最高)	636万円 (和泉市) 971万円 (和泉市)	19,697
入院費補助金	2千円/日	242
人間ドック補助金	利用者負担の75%	184
休業補助金	給与月額80%	48
傷害見舞金	60万円以内	14
死亡弔慰金	50万円	225
出産準備金	5万円	97
結婚準備金	10万円	93
入学祝い金	幼稚園 2万円 小学校 3万円 中学校 4万円 高等学校 5万円	305
成年祝い金	6万円	182
在会慰労金	10年 2万円 20年 5万円 30年 10万円	479
結婚記念祝い金	15年 3万円 25年 5万円	108

第2の退職金といわれるもの  
各自治体の訴訟で違法との判決。  
H17年11月廃止

休業補助金、人間ドック補助金等健康保険や厚生会との給付のダブリあり

子供の祝い金や結婚祝い金等民間では考えられない給付が存在

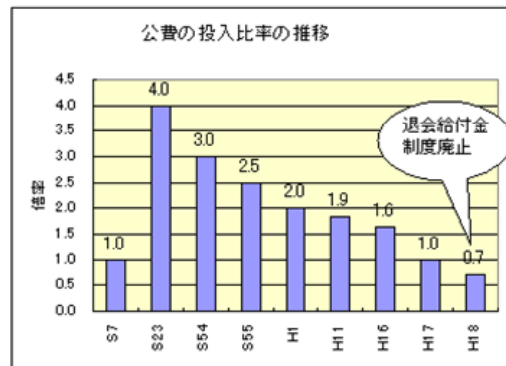
総じて民間の福利厚生に比べ格段手厚い給付がなされており、地方自治法の元氣回復の趣旨からしても首をかしげる給付が存在した。



給付の95%は退会給付金(含生業資金)

## 掛金の何倍もの公費が投入されていました

昭和7年に互助会発足以来、常に掛金を上回る公費が投入されてきました。特に生業資金時代は長く4倍もの公費投入が続きましたが、自治体財政の逼迫から次第にその比率は低下し、昨今の厚遇批判を受けてついに1:1となり、退会給付金制度廃止により0.7まで低下しました。



## そしてついに互助会制度が廃止になることが決まりました。

H17年2月に私たちは公金の投入の見直しを求める議員の会を結成し、大阪市町村長会に対し互助会の廃止を求めました。又退職する職員に対し多い人で1000万円にもなるヤミ退職金の支給は違法であるとして各地で住民訴訟を起こすなどの活動を続けてきました。裁判ではヤミ退職金(退会給付金)に対する市の支出は違法と認定され、互助会はH17年11月に退会給付金制度を廃止しました。主たる事業が廃止された状態で互助会の存続の意味がなくなったとして、今年度末で互助会そのものが廃止されることが決定されました。職員厚遇のシンボリックな互助会が廃止されたことは大きな意味を持つもので、長い戦いの終止符が打たれようとしています。しかし大きな問題が一つ残っています。それが今回報告する合意充当事件です。



役所は何やってんの!



市の利益を顧みず互助会と合意したのは許せん!



何が問題なのか?

退会給付金制度廃止による返還金と裁判で認められた不当利得返還請求権は全く別物。返還金は退会給付金制度廃止に伴う清算金であり、市が当然互助会から返還を受ける権利を持っているもので、それを新たに発生した不当利得返還請求権に振りかえられるような性格のものではありません。このような訴訟を起こしていない自治体も和泉市と同じ返還を受けていることから明らかです。

何故市長はこのような不当な合意をしたのか。市の利益を最優先に考えねばならない立場にある市長が、合理的な理由もなくこのような合意をし、その結果市が本来得られたはずの1.5億円の請求権を失うような行動は理解出来ません。市長は私の一般質問で市長と互助会の評議員の立場で苦渋の選択であったと答弁していますが、理由になりません。市長の立場と互助会の立場を同列に解し、互助会の意向に沿ったこの合意充当は市長の職責を放棄するに等しいものです。

## 住民訴訟を起こしました

市長のこのような行為によって市に損害を与えたこととなりますので、市長の責任を明らかにする為住民訴訟を起こしました。司法の判断が出ることとなります。

## 合意充当事件とは

<これまでの経緯>

公金投入を見直す議員の会結成(H17.2)  
大阪府市長会等へ互助会制度の廃止を要求。  
和泉市に互助会への支給を違法として住民監査請求(H17.4)  
議員から選出された監査委員は違法と認定。市のOBから選出された監査委員は違法ではないと判断。結局合意が出来ず監査結果出せず。  
住民訴訟(H17.7)  
監査結果がでなかったのが原告となり住民訴訟を提訴しました。  
互助会退会給付金制度廃止(H17.11)  
職員厚遇の批判や各種住民訴訟を受けて互助会は退会給付金制度を廃止しました。しかし裏話があって、退会給付金を支給するために持っていなければならない準備金に対し、退職者に大盤振る舞いをした結果保有している積立金が実に1,000億円も不足していた事実が明らかとなり、最早この制度は破綻していたのです。職員厚遇批判での制度廃止は互助会にとっては渡りに船でした。  
積立金を返還(H17.12)  
互助会は退会給付金の支給のための積立金700億円を会員に600億円、自治体に100億円返還しました。和泉市は2.6億円を受領しました。しかし本来制度清算に伴う積立金の返還は出資金ここで言えば自治体の補給金と会員の掛金の比率で按分すべきところ、会員に掛金相当分としてその殆どを返還したため、自治体にとって不当に少ない返還となりました。退会給付金の支出の為の積立金を会員に返還するのは、違法と判断された退会給付金の前渡しであり違法であるとの判断も出ています。(高砂互助会裁判・神戸地裁)  
退会給付金の支出は違法の判断  
私の裁判で裁判所は退会給付金の為に互助会に支出しているのは違法であるとして、互助会に対し1.5億円の不当利得の返還を請求する権利を認めました。(返して貰える権利を認めた)  
互助会が不当利得に先に貰った返還金を充てると主張  
裁判の終わり頃に、互助会は先に退会給付金制度廃止に伴い返還した返還金2.6億円から、裁判で認定された不当利得返還請求権1.5億円に充当したいと言いだし、市長はそれに合意しました。  
1.5億円の不当利得返還はチャラに  
その結果、認定された不当利得返還請求権は消滅し、原告(私)の敗訴となり、市は互助会から1.5億円の返還を求める事が出来なくなりました。

は明らかに町民の集会及び会議等に使用する建物ではありませんので、助成の対象ではありません。

**K町会もダンジリ倉庫**

今回調査した結果、K町会もダンジリ倉庫に対し補助されているのがわかりました。この倉庫は3階建てで1,2階はダンジリ倉庫、3階が集会所の構造となっており、この助成の目的は町会館新設となっておりますが、通常の会館に比べ3階の集会所は明らかに手狭で、主たる目的はダンジリ倉庫の新設であることは明らかです。通常町会館の玄関はガラス張りですが、この倉庫は玄関扉は黒塗りの鉄製で、会館の標記もなく会館の玄関には極めて不似合いなものになっています。建物の前面の大扉の横に地車庫の大きな看板も掛かっています。

**B町会 解体費や会館竣工式の費用を助成対象に**

B町会の会館助成の対象事業に470万円の解体費や数十万円の竣工式の費用が計上されています。これらは要綱では対象事業にならないとされており、これらを計上するのは不適法です。但し解体費等以外の本来助成対象となる事業が多額となるため、これらを除いても助成金の最高額1000万円に変わりはありませんので実質的な問題ははありません。しかし助成事業の内容については厳しく査定されなければなりません。市の担当は何をチェックしていたのか疑問があります。

O町会についても同様の解体費が対象となっていました。

**S町会 不自然な申請**

S町会は既存の中古住宅を土地付きで購入し、改装して町会館とした事業です。補助対象に住宅の取得価格が計上されています。(土地は対象外です)この中古住宅は築27年の20坪強の木造住宅を960万円で購入したことになります。この建物の固定資産評価額は125万円です。土地と住宅込みの価格は持主と契約したものですので、偽装は不可能ですがその内訳即ち土地と建物の構成を助成金を多くするため偽っているのでは無いかとの疑念がぬぐえません。

**住民監査請求を起こしました**

これらの問題は補助金の適正使用について大きな問題ですので、市の監査委員に住民の立場で監査請求を求めました。

**昌子の日記**

1/5 和泉中央駅会報配布

- 1/6 和泉中央駅会報配布
- 1/7 和泉府中駅会報配布
- 1/8,9 市町村アカデミー学習会 in 大津
- 1/10 万葉の会新年会
- 1/11 消防出初め式
- 1/12 成人式、榎尾川ダム見直しを求める連絡会新年会
- 1/13 北信太駅会報配布、泉州東部農用地について
- 1/14 和泉中央駅会報配布、故郷の家読み聞かせ、市政相談会
- 1/15 ソロプチ定例会、議会改革検討会議
- 1/16 和泉中央駅会報配布
- 1/17 光明池清掃活動
- 1/19 ごみ減量等審議会
- 1/20 和泉中央駅会報配布
- 1/21 北信太駅会報配布、事務所定例会、監査意見陳述
- 1/22 光明池駅会報配布、教育委員会定例会傍聴
- 1/23 容器リプラ問題で環境省・経済産業省と話し合い(参議院会館)(右写真)
- 1/24 市障連勉強会
- 1/26 和泉府中駅会報配布
- 1/27 和泉中央駅会報配布
- 1/28 光明池駅会報配布、介護保険運営協議会傍聴、市政相談会
- 1/29 和泉中央駅会報配布



**< 事務所行事 > いずれも小林昌子事務所  
連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626  
事務所 TEL 0725-53-4451  
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)**

**万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)**

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
- ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
- ・70回 3/14(土) 万葉のころ  
～今日に生きる心の豊かさ～
- ・71回 4/11(土) 万葉の旅(1)  
万葉の舞台飛鳥・藤原京
- ・72回 5/10(日) 万葉バスツアー  
袖吹き返す飛鳥古京を訪ねて

< 途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます >

**ちぎり絵**

- ・講師 西原志満子さん
- ・3月11日(水) 13時～16時
- ・材料費実費 参加費無料

**パソコン講座(参加費無料)**

- ・第2、第4週の火曜、木曜
- いずれも 10時～12時と 14時～16時

**市政相談会**

- ・第2、4水曜日 20:00～21:30